

# 府中市立学校の適正規模・適正配置 の基本的な考え方

令和3年11月

府中市教育委員会

## 目次

はじめに .....	1
第1章 現状と課題 .....	2
1 児童生徒数と学級数の推移 .....	2
(1) 全国・東京都との比較 .....	2
(2) 児童生徒数・学級数の推移 .....	3
(3) 小・中学校別児童生徒数・学級数 .....	4
2 学校規模によるメリット・デメリット .....	10
(1) 国における適正規模の標準 .....	10
(2) 標準規模未満の学校 .....	11
(3) 標準規模を超える学校 .....	12
第2章 適正規模・適正配置の考え方 .....	13
1 適正規模の定義 .....	13
2 適正配置の定義 .....	14
3 適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方 .....	15
(1) 検討時期 .....	15
(2) 学校と地域の連携 .....	16
(3) 「学校施設改築・長寿命化改修計画」との連携 .....	16
4 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け .....	17
5 適正規模の範囲に近づけるための対応策 .....	19
(1) 通学区域の見直し .....	19
(2) 学校選択制 .....	19
(3) 統合 .....	19
(4) 校舎の増改築等 .....	20
6 適正規模・適正配置の実施に向けて .....	22
(1) 通学区域の見直し .....	22
(2) 学校選択制 .....	22
(3) 統合 .....	22
(4) 校舎の増改築等 .....	23
第3章 適正規模・適正配置を進めるに当たっての留意事項 .....	24
1 学校関係者、保護者、地域の方々との連携 .....	24
2 市民への情報提供 .....	24
3 小中連携 .....	24
4 1学級における適正な児童生徒の数 .....	24
5 継続的な見直しの実施 .....	24

附属資料

## はじめに

本市では、将来的に年少人口の減少が見込まれる中、一部の小・中学校では既に小規模校化が進んでいます。一方で、マンション開発等により、地域によっては大規模校化している学校もあるなど、学校規模の地域間格差が大変顕著になっています。

今後、このような状況が進行していくと、市立小学校22校と市立中学校11校において、学校間における教育環境の不均衡や、小規模化・大規模化による、教育上あるいは学校運営上の様々な問題が発生していくおそれがあります。また、現在、府中市教育委員会で進めている学校施設の老朽化対策の実施に当たっては、将来の児童生徒の状況を見据えた対応が求められます。

このことから、今後の各学校の児童生徒数の増減に対応し、児童生徒にとって安全安心で、より良い教育環境の確保及び充実を図るため、令和2年7月に学識経験者や公募市民等12名の委員で構成する「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会」を設置し、「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問しました。本協議会では、府中市立小中学校の現状把握や問題点等について検討を重ね、諮問から全8回の協議会を経て令和3年6月30日に府中市教育委員会へ答申が提出されました。

この「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」については、協議会からの答申を十分に尊重し、本市における学校適正規模・適正配置の基本的な考え方をまとめたものです。

なお、今後、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行います。

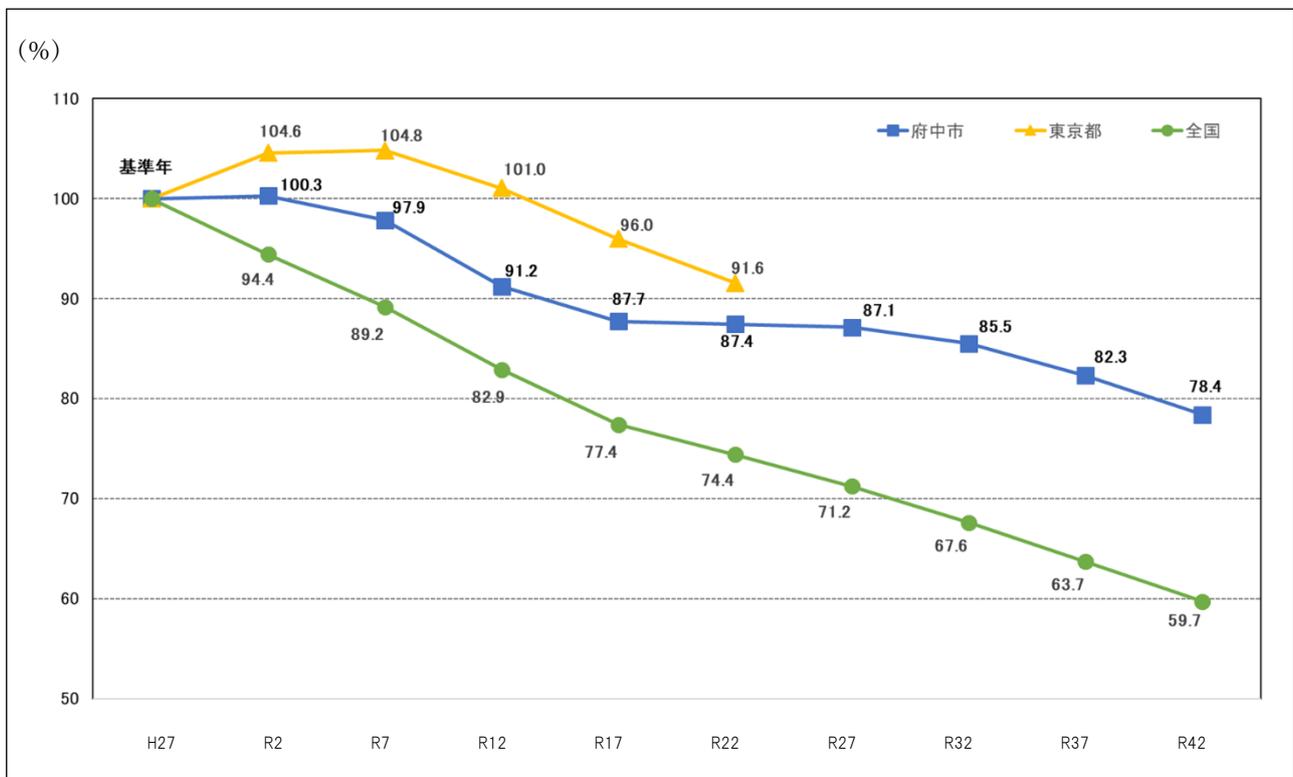
# 第1章 現状と課題

## 1 児童生徒数と学級数の推移

### (1) 全国・東京都との比較

全国の5歳から14歳人口は、右肩下がりの状況で、令和42年には現在から40パーセント以上減少する予測となっています。東京都は、全国よりも緩やかな減少で、令和22年までに10パーセント弱減少する予測となっています。本市は、東京都よりも少し減少度合いが大きく、令和42年までに20パーセント以上減少する予測となっており、全国と比べて緩やかに減少するものの、学校の規模を考える上では、本市においても大きく影響を受けることが懸念されます。

図表1 5歳から14歳の将来人口推計



出典：「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」（令和2年2月）

全国 = 「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

東京都 = 「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測（平成29年度）」（東京都）

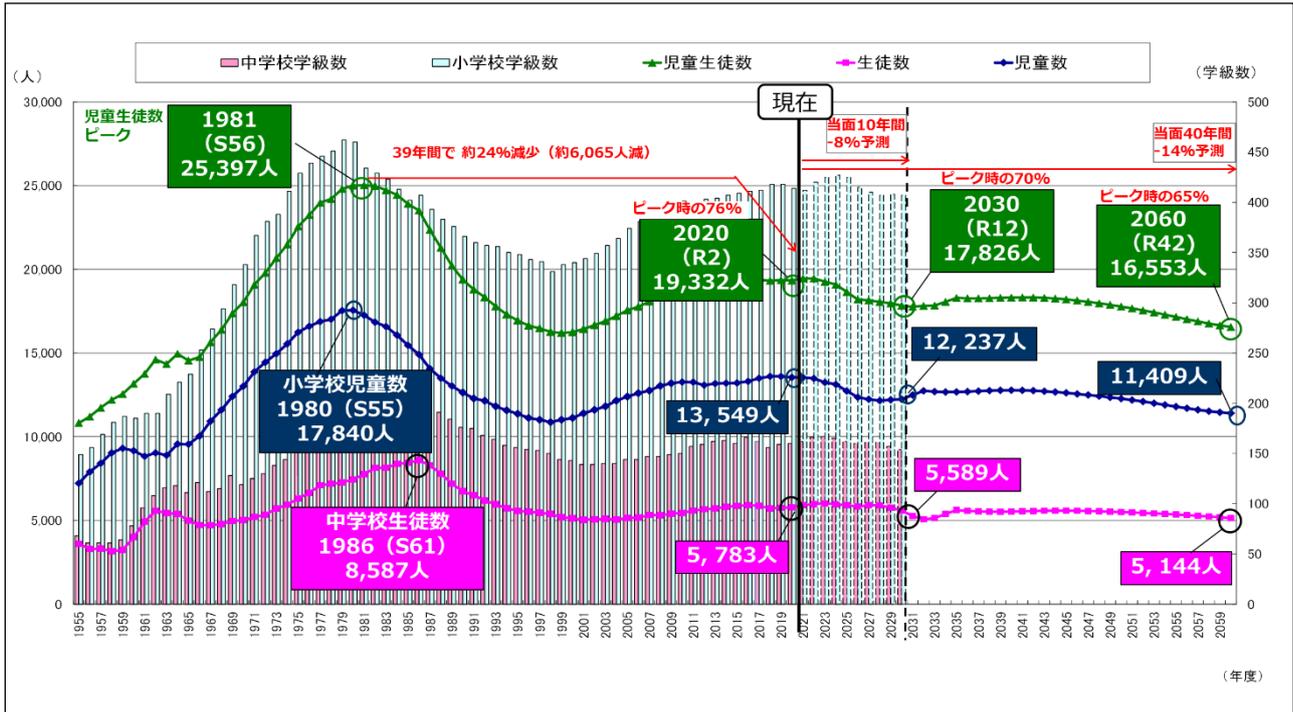
※令和2年7月現在、東京都が公開中の推計は令和22年度まで

府中市 = 「府中市人口ビジョン及び府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度）」（府中市）

## (2) 児童生徒数・学級数の推移

本市の児童生徒数は、昭和56（1981）年の25,397人をピークに減少傾向で推移していましたが、平成12（2000）年以降に微増傾向で推移し、令和2（2020）年時点で19,332人となり、ピーク時の76パーセントとなっています。なお、令和12（2030）年には17,826人で現在から8パーセント減少、令和42（2060）年には16,553人で現在から14パーセント減少する予測となっています。

図表2 児童生徒数の推移及び将来予測



推計方法：令和2（2020）年までは、各年5月1日の実績値とした。

令和3（2021）年以降は、令和2年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、コーホート要因法\*を用いた人口推計に、小中学校通学者比率、マンション開発等の影響による補正を行い、児童生徒数を算出した。

学級数：文部科学省による公立小学校の40人学級から35人学級への段階的移行方針に従い、令和3（2021）年は小学1・2年、令和4（2022）年は小学1～3年、令和5（2023）年は小学1～4年、令和6（2024）年は小学1～5年、令和7（2025）年以降は小学校全学年で35人学級、中学校全学年40人学級で切り上げて算出した。

\* コーホート要因法 年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化を、その要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。国立社会保障・人口問題研究所で発表されている「将来推計人口」で使用されている。

### (3) 小・中学校別児童生徒数・学級数

#### ア 令和2年度

令和2年5月1日現在、小学校の中で、最大規模の学校は府中第二小学校で、通常学級数は32学級、全児童数は1,139人となっています。最小規模の学校は武蔵台小学校で、通常学級数は11学級、全児童数は288人となっており、最大規模の府中第二小学校の学級数と比較するとおよそ3分の1となります。また、府中第一小学校も、通常学級数は31学級、全児童数は1,011人と規模の大きな学校となっています。

図表3 小学校の児童数（令和2年5月1日現在）

区分		通常学級							特別支援 学級	総計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
府中第一小学校	学級数	5	6	5	5	5	5	31	0	31
	児童数	159	191	165	169	165	162	1,011	0	1,011
府中第二小学校	学級数	6	5	6	5	5	5	32	3	35
	児童数	193	173	208	190	188	169	1,121	18	1,139
府中第三小学校	学級数	4	5	3	4	3	4	23	0	23
	児童数	126	145	107	138	118	153	787	0	787
府中第四小学校	学級数	3	2	2	2	2	2	13	3	16
	児童数	89	68	76	63	68	68	432	24	456
府中第五小学校	学級数	4	4	3	4	3	3	21	5	26
	児童数	136	129	109	125	115	105	719	37	756
府中第六小学校	学級数	3	4	4	4	4	4	23	0	23
	児童数	101	126	123	131	134	124	739	0	739
府中第七小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	0	12
	児童数	60	61	60	61	61	66	369	0	369
府中第八小学校	学級数	4	3	3	4	4	4	22	0	22
	児童数	131	101	105	141	128	123	729	0	729
府中第九小学校	学級数	2	3	2	2	2	2	13	4	17
	児童数	59	81	68	62	74	72	416	26	442
府中第十小学校	学級数	4	4	3	3	4	3	21	0	21
	児童数	110	118	104	112	125	117	686	0	686
武蔵台小学校	学級数	2	2	2	2	2	1	11	0	11
	児童数	38	48	41	62	59	40	288	0	288
住吉小学校	学級数	3	3	2	3	4	3	18	0	18
	児童数	75	77	71	93	125	99	540	0	540
新町小学校	学級数	3	2	2	2	2	2	13	0	13
	児童数	74	48	61	52	52	64	351	0	351
本宿小学校	学級数	4	4	4	3	4	4	23	0	23
	児童数	116	107	122	118	131	138	732	0	732
白糸台小学校	学級数	4	3	3	3	3	3	19	0	19
	児童数	111	81	87	94	88	84	545	0	545
矢崎小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	0	12
	児童数	65	64	71	66	57	58	381	0	381
若松小学校	学級数	4	4	3	3	3	4	21	0	21
	児童数	115	107	113	117	111	130	693	0	693
小柳小学校	学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	21
	児童数	96	88	103	107	101	98	593	23	616
南白糸台小学校	学級数	3	3	3	3	3	4	19	0	19
	児童数	105	102	114	109	111	122	663	0	663
四谷小学校	学級数	4	4	3	3	3	3	20	0	20
	児童数	106	133	102	116	103	94	654	0	654
南町小学校	学級数	2	2	2	3	2	2	13	3	16
	児童数	64	69	76	82	76	77	444	24	468
日新小学校	学級数	3	3	3	2	2	3	16	0	16
	児童数	86	86	91	82	76	83	504	0	504
計	学級数	74	73	65	67	67	68	414	21	435
	児童数	2,215	2,203	2,177	2,290	2,266	2,246	13,397	152	13,549

最大  
最小

中学校では、最大規模の学校は府中第八中学校で、学級数は20学級、生徒数は725人となっています。最小規模の学校は府中第七中学校で、学級数は7学級、生徒数は226人となっており、府中第八中学校の学級数と比較すると、およそ3分の1となります。

図表4 中学校の生徒数（令和2年5月1日現在）

区分		通常学級				特別支援 学級	総計
		1年	2年	3年	計		
府中第一中学校	学級数	5	5	5	15	5	20
	生徒数	191	197	178	566	38	604
府中第二中学校	学級数	7	5	6	18	4	22
	生徒数	222	172	213	607	27	634
府中第三中学校	学級数	6	6	5	17		17
	生徒数	218	207	186	611		611
府中第四中学校	学級数	5	5	5	15	5	20
	生徒数	189	200	179	568	35	603
府中第五中学校	学級数	4	4	4	12		12
	生徒数	129	155	124	408		408
府中第六中学校	学級数	6	6	6	18		18
	生徒数	205	209	205	619		619
府中第七中学校	学級数	3	2	2	7		7
	生徒数	79	76	71	226		226
府中第八中学校	学級数	7	7	6	20		20
	生徒数	248	249	228	725		725
府中第九中学校	学級数	5	5	4	14		14
	生徒数	162	174	137	473		473
府中第十中学校	学級数	3	3	3	9		9
	生徒数	99	110	86	295		295
浅間中学校	学級数	5	5	5	15		15
	生徒数	194	194	197	585		585
計	学級数	56	53	51	160	14	174
	生徒数	1,936	1,943	1,804	5,683	100	5,783

最大  
最小

## イ 令和2年度と10年後（令和12年度）

図表5と図表6は、令和2年度から令和12年度までの児童生徒数・学級数を示した表で、令和12年度の児童生徒数及び学級数が多い順に学校を並べています。

令和12年度において、小学校では35学級の府中第一小学校が最大で、11学級の日新小学校が最小となることから、令和2年度以降の今後10年間において、小規模校と大規模校の格差が進行していくことが予測されます。

図表5 令和2年度から令和12年度の児童数・学級数

学校名	児童数（人）			1学級当たりの児童数（人）			学級数（学級）		
	R02	R12	今後10年	R02	R12	今後10年	R02	R12	今後10年
	2020年 ①	2030年 ②	今後10年 ②-①	2020年 ③	2030年 ④	今後10年 ④-③	2020年 ⑤	2030年 ⑥	今後10年 ⑥-⑤
府中第一小学校	1,011	1,149	138	33	33	0	31	35	4
府中第二小学校	1,121	1,125	4	35	32	-3	32	35	3
府中第三小学校	787	870	83	35	30	-5	23	29	6
府中第五小学校	719	707	-12	35	30	-5	21	24	3
府中第八小学校	729	652	-77	33	30	-3	22	22	0
若松小学校	693	643	-50	34	29	-5	21	22	1
府中第四小学校	432	623	191	34	28	-6	13	22	9
府中第十小学校	686	603	-83	33	32	-1	21	19	-2
本宿小学校	732	592	-140	32	33	1	23	18	-5
南白糸台小学校	663	581	-82	35	32	-3	19	18	-1
四谷小学校	654	550	-104	33	31	-2	20	18	-2
小柳小学校	593	542	-51	33	30	-3	18	18	0
府中第六小学校	739	482	-257	32	29	-3	23	17	-6
白糸台小学校	545	471	-74	29	30	1	19	16	-3
府中第九小学校	416	400	-16	32	33	1	13	12	-1
住吉小学校	540	368	-172	30	31	1	18	12	-6
南町小学校	444	354	-90	35	29	-6	13	12	-1
矢崎小学校	381	325	-56	32	27	-5	12	12	0
新町小学校	351	315	-36	27	26	-1	13	12	-1
府中第七小学校	369	284	-85	31	24	-7	12	12	0
武蔵台小学校	288	323	35	27	30	3	11	11	0
日新小学校	504	278	-226	32	26	-6	16	11	-5
計	13,397	12,237	-1,160	32	30	-57	414	407	-7

※ 令和2年度の児童数・学級数は5月1日現在（特別支援学級を含まない。）

※ 令和12年度学級数、令和12年度児童数を基準に降順

※ 1学級当たりの児童数（人）は、各学年の児童数を学級数で除し、その値を全学年で平均した値

※ 1学級当たりの児童数（人）の計は、全校の平均値を算出

※ 令和12年度の学級数は1学級35人で算出

※ 計は端数処理を行った。

令和12年度において、中学校では19学級の府中第四中学校が最大で、6学級の府中第七中学校が最小と予測されます。

小学校と比較して、全体の生徒数の減少は緩やかですが、学級数においては、令和2年度以降の10年間に於いて、小規模校と大規模校の格差が続くことが予測されます。

図表6 令和2年度から令和12年度の生徒数・学級数

学校名	生徒数(人)			1学級当たりの生徒数(人)			学級数(学級)		
	R02	R12	今後10年	R02	R12	今後10年	R02	R12	今後10年
	2020年 ①	2030年 ②	今後10年 ②-①	2020年 ③	2030年 ④	今後10年 ④-③	2020年 ⑤	2030年 ⑥	今後10年 ⑥-⑤
府中第四中学校	568	703	135	38	37	-1	15	19	4
浅間中学校	585	687	102	39	38	-1	15	18	3
府中第一中学校	566	630	64	38	37	-1	15	17	2
府中第三中学校	611	619	8	36	37	1	17	17	0
府中第八中学校	725	603	-122	36	38	2	20	16	-4
府中第二中学校	607	563	-44	34	38	4	18	15	-3
府中第六中学校	619	539	-80	34	36	2	18	15	-3
府中第九中学校	473	387	-86	34	32	-2	14	12	-2
府中第五中学校	408	339	-69	34	34	0	12	10	-2
府中第十中学校	295	310	15	33	34	1	9	9	0
府中第七中学校	226	209	-17	33	35	2	7	6	-1
計	5,683	5,589	-94	35	36	7	160	154	-6

※ 令和2年度の生徒数・学級数は5月1日現在(特別支援学級を含まない。)

※ 令和12年度学級数、令和12年度生徒数を基準に降順

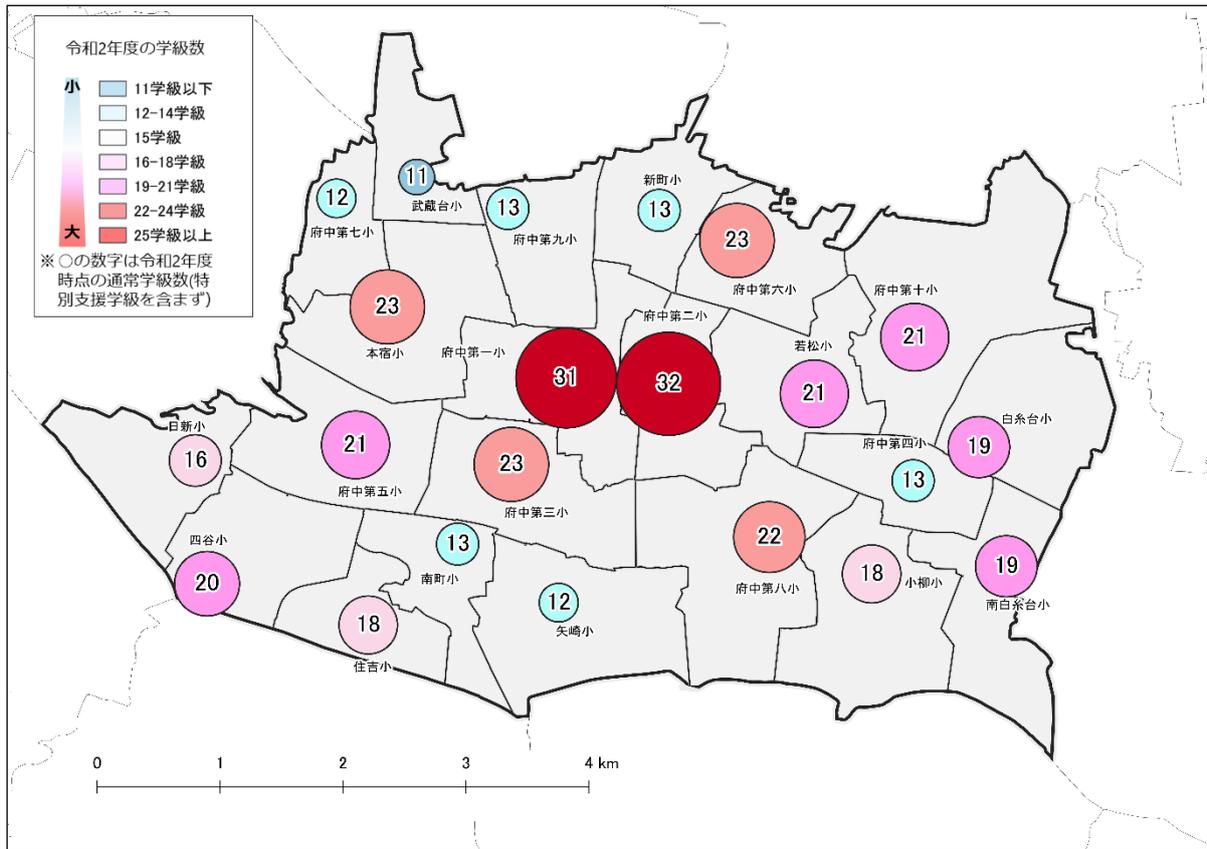
※ 1学級当たりの生徒数(人)は、各学年の生徒数を学級数で除し、その値を全学年で平均した値

※ 1学級当たりの生徒数(人)の計は、全校の平均値を算出

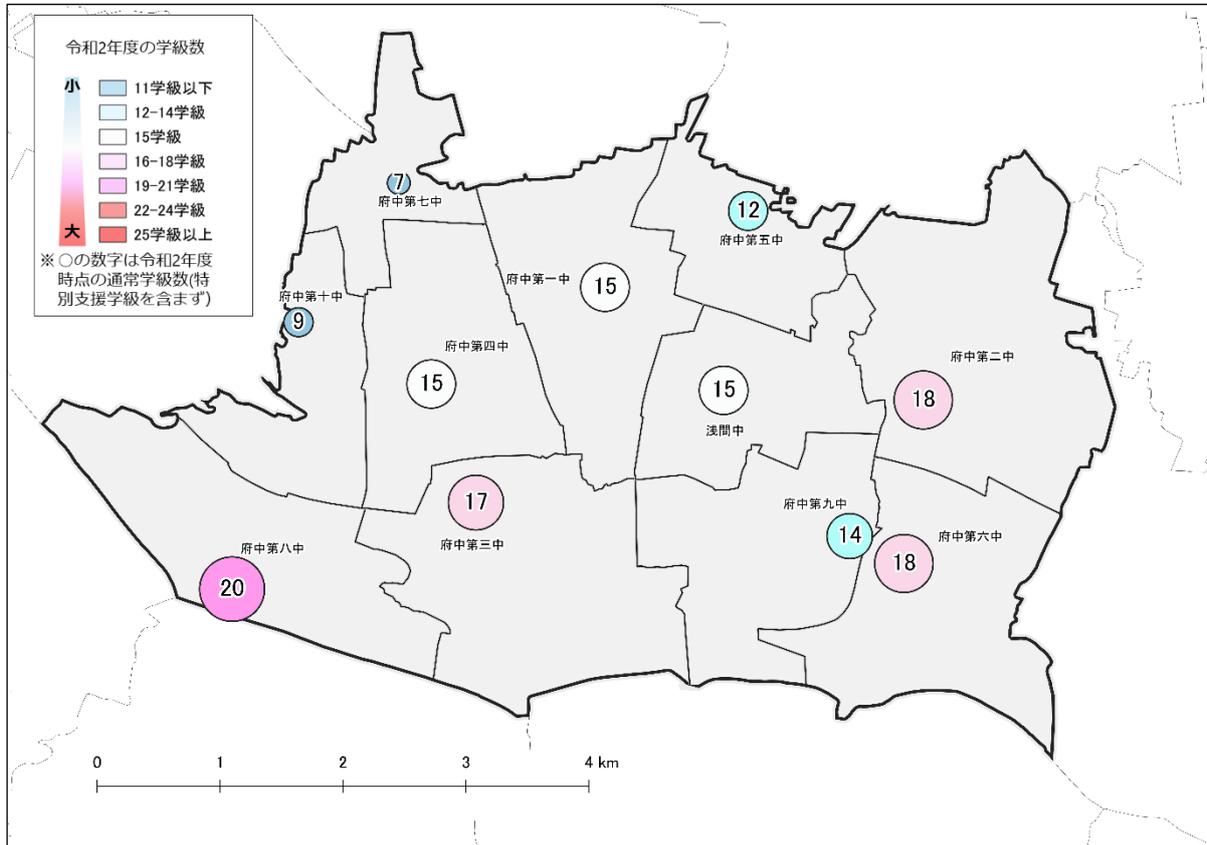
※ 令和12年度の学級数は1学級40人で算出

※ 計は端数処理を行った。

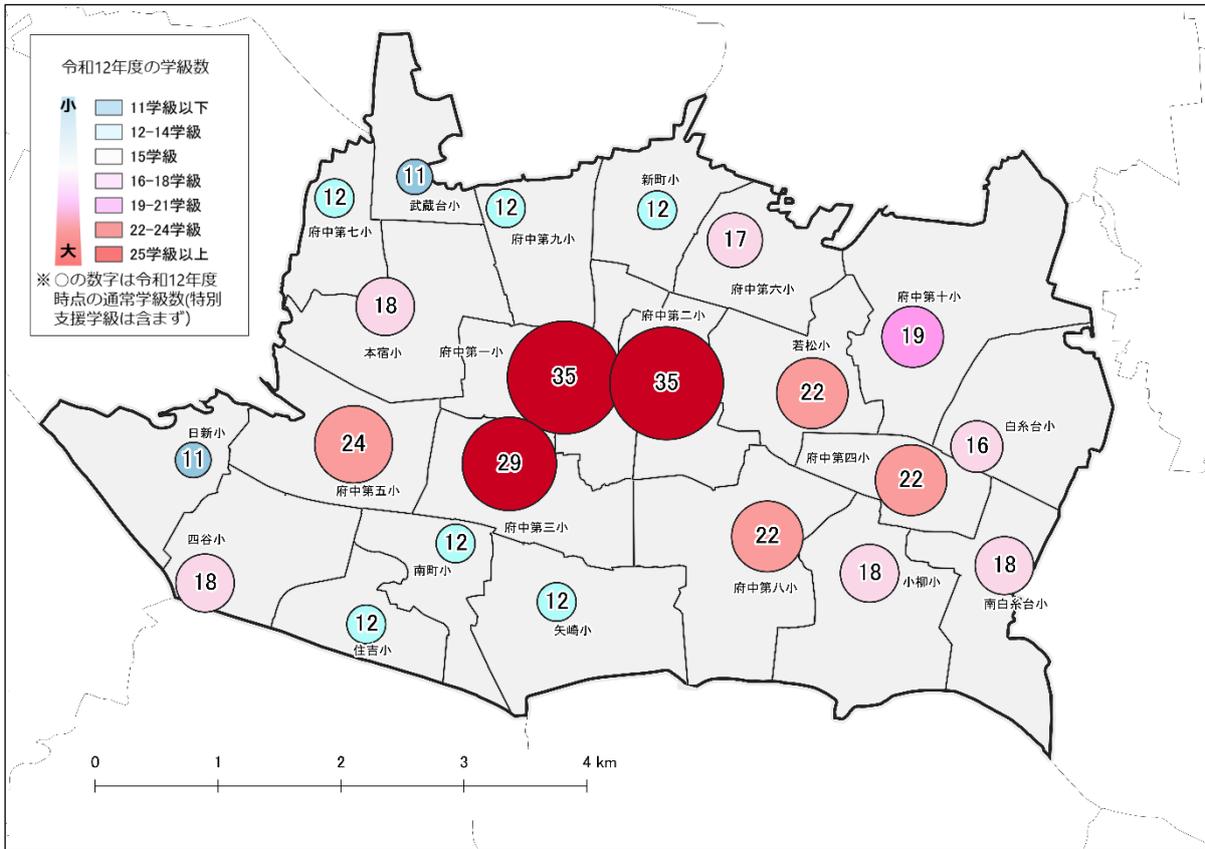
図表7 小学校 令和2年度学級数



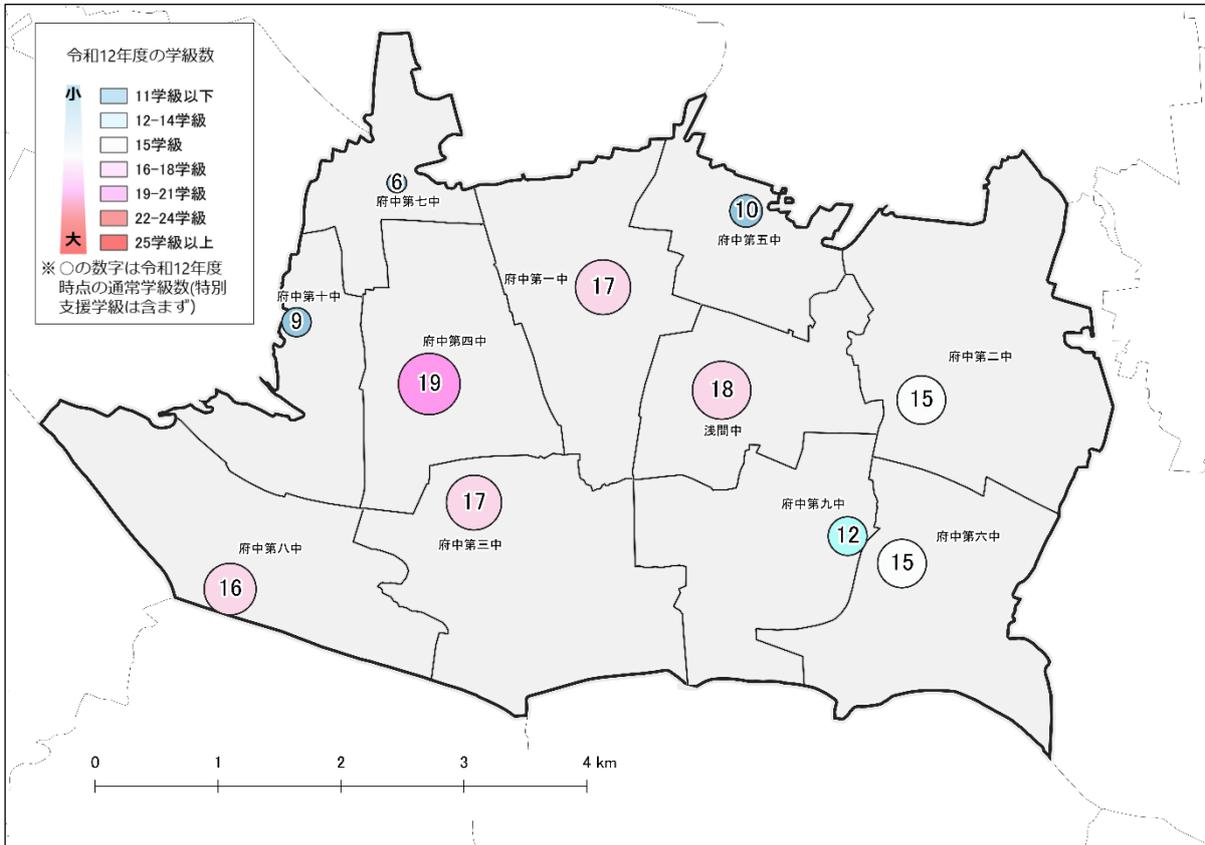
図表8 中学校 令和2年度学級数



図表 9 小学校 令和12年度学級数（35人学級）



図表 10 中学校 令和12年度学級数（40人学級）



## 2 学校規模によるメリット・デメリット

本市では、学校規模の地域間格差が大変顕著になってきています。このような状況が進行すると、学校間における教育環境の不均衡や、小規模化・大規模化による、教育上あるいは学校運営上の様々な問題が発生していくおそれがあります。

ここでは、本市における標準規模未満の学校のメリット・デメリット、標準規模を超える学校のメリット・デメリットを整理しました。

### (1) 国における適正規模の標準

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）  
第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。  
（同省令第79条により、中学校に準用）
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）  
（適正な学校規模の条件） ※一部要約  
第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。  
(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級までであること。  
(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。  
2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

学校教育法施行規則では、12学級以上18学級以下を小・中学校の標準規模としており、1学年当たりの学級数は、小学校では2学級から3学級まで、中学校では4学級から6学級までとなります。

法令上、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものとされています。

#### <参考>

本市では、文部科学省が提示している上記の適正規模の標準を参考として、令和2年9月から10月にかけて、市内の標準規模未満の学校及び標準規模を超える学校の校長・副校長に対して、ヒアリング形式により、学校運営に関するメリット・デメリットの調査を行い（附属資料5及び6）、適正規模の基準を検討する上での参考資料としています。

## (2) 標準規模未満の学校

標準規模未満のメリットとしては、「児童生徒の一人一人が活躍する機会が多くなる」、「学年を超えた交流が生まれやすい」、「児童生徒の人間関係が深まりやすい」、「児童生徒の状況が把握しやすい」、「余裕を持って施設が使える」、「教員間の意思疎通が図りやすい」等が考えられます。

一方、デメリットとしては、「クラス替えができないので、人間関係が固定され問題が生じた場合解決が難しくなることが多い」、「集団の中で多様な考え方に接する機会が少なくなる」、「学校行事や部活動などの活動内容に制約が生じる」、「一人の教員に校務が集中する」等が挙げられます。

図表 1 1 標準規模未満の学校でのメリット・デメリット

視点	メリット	デメリット
児童生徒 (学習・生活面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校行事での活躍の機会が多い。</li> <li>部活動等では、試合に出られる機会が多くなる。また、委員会活動等でもリーダーになれる機会が多い。</li> <li>学年を超えた交流が多く、児童生徒間のつながりが生まれやすい。</li> <li>顔と名前が一致しやすく、児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(単学級の場合) クラス替えができないので、人間関係に課題が生じた場合解決が難しくなりやすい。心機一転の機会が作れない。</li> <li>部活動の選択肢が少ない。また指導者が少ないので、部活動に制限がある。</li> <li>集団の中で多様な考え方に接する機会や切磋琢磨する機会が限られてしまう。</li> <li>運動会や文化祭等クラス単位で競い合う教育活動が少なくなる。</li> </ul>
教員 (学校運営等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活や校外学習等の行事において、児童生徒の状況を把握しやすく、引率等もしやすい。また、きめ細やかな指導ができる。</li> <li>体育館を広く使ったり、空き教室を活用したりできるなど、施設を効果的に利用できる。</li> <li>教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会等の行事の準備が大変であり、本番の際も一人で何役もこなさなければならなくなる。</li> <li>会計対応、保護者会資料作成、公務文書の処理等の事務を少人数で行わなければならない。また、相談相手も少ない。</li> <li>教職員が少ないため、教科や経験年数などバランスのとれた教員の配置が難しい。</li> <li>非常時と災害時の対応や地域パトロール時等の人手が足りない。</li> <li>児童生徒の一人当たりに係る学校運営経費が大きくなりやすい。</li> <li>運動会や合唱コンクールなどにおいて、大規模校のようにクラス単位の競い合いがなく、行事が盛り上がらない。</li> </ul>
その他 (保護者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会や学芸会等で児童生徒が活躍する機会が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の発注量が少ないので、卒業アルバム代などの物品の単価が高くなる。</li> <li>P T A 活動等の負担が多くなる。また P T A の役員も同じ保護者が何度も引き受けなければならないケースも出てくる。</li> </ul>

### (3) 標準規模を超える学校

標準規模を超える学校のメリットとしては、「多様な考えに触れ、切磋琢磨する」、「学校行事に活気が生じやすい」、「様々な部活動が設置でき選択の幅が広がる」、「バランスのとれた教員配置を行いやすい」等が挙げられます。

一方、デメリットとしては、「学校行事などにおいて一人一人の活躍の機会が少ない」、「施設利用に制約が生じる」、「教員が多様な経験を積む機会が少なくなる」、「災害時の避難行動などにリスクがある」等が挙げられます。

図表 1 2 標準規模を超える学校でのメリット・デメリット

視点	メリット	デメリット
児童生徒 (学習・生活面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで、一人一人の資質や能力が伸びやすい。</li> <li>・運動会や合唱コンクール等の学校行事に活気が生じやすい。</li> <li>・様々な種類の部活動等の設置が可能になり、生徒にとって選択の幅が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸会等の学校行事において、一人一人の活躍の機会が少ない。</li> <li>・部活動の施設利用に制約が生じる(校庭や体育館をローテーションで使用しなければならない)。</li> <li>・多様な集団形成ができる一方で、トラブルも多い。集団同士のぶつかり合い等も起きる。</li> <li>・人数が多いことで、情緒に不安のある児童生徒は順応に時間が掛かる。</li> <li>・人数が多いため利用できる施設も限られるなど、社会科見学や遠足での行き先が絞られる。</li> </ul>
教員 (学校運営等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任だけでなく、学年教員で児童生徒を見ることができ、教員同士で協力し合える。</li> <li>・学校行事等に対しての様々な工夫やアイデアが出せる。</li> <li>・教員数が多いため、ベテラン教員による支援や助言等も手厚く、若手教員が育ちやすい。</li> <li>・児童生徒の人間関係等を考慮してクラス配置を決めることができる。</li> <li>・事務作業等が教員一人一人に適度に分散し、出張や研修等にも参加しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き教室やスペース(物品の保管場所等)の確保が難しい。</li> <li>・体育館や特別教室などを多くの学級で使う必要から、時間割を作成することが容易ではない。また、予備の枠が取れない。</li> <li>・人数と施設規模(体育館・校庭等)が合っていないため、活動に制限が生じる。</li> <li>・人材が多く、他の教員に助けてもらえる環境だが、一方で、多様な経験を積む機会が少なくなる。</li> <li>・朝会の集合・解散等に時間が掛かる。</li> <li>・災害時の避難行動では、移動時間や避難ルートが限られるなどのリスクがある。</li> </ul>
その他 (保護者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動等において、役割保護者の負担が少なくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会や学芸会等の際に校庭や体育館に保護者が入りきらない。</li> </ul>

## 第2章 適正規模・適正配置の考え方

第1章の現状と課題で整理したとおり、本市では年少人口の減少は既に始まっており、今後の出生率の大幅な増加は考えにくく、減少が続くことが見込まれます。学校教育を行う上で、学校を適正な規模で適正に配置して整備することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、更に学校を円滑に運営するためにも非常に重要なことです。

前述のとおり、学校教育法施行規則では、12学級以上18学級以下を小・中学校の標準規模としています。また、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

そこで、本章では第1章で整理した現状と課題を踏まえ、本市における適正規模・適正配置の定義、適正規模・適正配置を進めていくための基本的な考え方を整理しました。

### 1 適正規模の定義

適正規模を決めるに当たっては、学校教育法施行規則の12～18学級を標準規模とした上で、学校関係者へのヒアリングなども踏まえ、本市の学校規模の実態を考慮し、図表13のとおり定義しました。

小学校では、最低限のクラス替えができ、同学年に複数教員を配置するため、各学年2学級以上、学校全体で12学級以上あることが望ましいと考えました。

また、施設利用の視点から、25学級以上の学校の場合、2クラスで併用しても校庭と体育館が足りなくなる状況も想定され、雨の多い時期などは校庭が使えないことも多くなるため、施設利用の制限が更に厳しくなります。

一方、標準規模の上限を18学級とすると、本市においては現時点で多くの学校が上限を超えることや、現状の24学級程度であれば既存の学校施設を問題なく使用できていること、教育機会均等の観点や柔軟なカリキュラム編成を行いやすくすることなどから、学校全体では24学級以下が望ましいと考えました。

中学校では、生徒一人一人の活躍する機会が確保でき、多様な集団の形成が図られやすいことなど、十分な教育効果が期待できることから、国の標準に合わせ、学校全体で12学級以上18学級以下が望ましいと考えました。

図表13 適正規模の定義

	小学校	中学校
大規模校	25学級以上	19学級以上
標準規模校	12～24学級	12～18学級
小規模校	11学級以下	11学級以下

## 2 適正配置の定義

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

本市においては、前述の定められた距離内に各学校が設置されており、現状の学区区の端から端までの直線距離については、小学校区が最大で約 2.3 キロメートル、中学校区が最大で約 3.5 キロメートルとなっています。

児童生徒が安全に安心して通学することができるよう安全性や防犯性を踏まえ、特に小学校低学年の通学に要する時間と通学時の負担軽減などを考慮すると、通学距離は、小学校では2キロメートル以内、中学校では4キロメートル以内が妥当であると考えます。

### 通学距離

通学時の負担軽減や安全面などを考えて、小学校でおおむね2キロメートル以内、中学校でおおむね4キロメートル以内とする。

(ただし、特別な場合はこの限りではない。)

また、基準は一律に当てはめるものではなく、将来的に通学区域の変更が必要な場合や、学区外通学等の特別な事情の場合には、柔軟に対応していくこととします。さらに、学校規模や配置の検討に当たっては、公共交通機関の利用やスクールバスの導入等の通学手段についても検討する必要があります。

### 3 適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方

学校規模の適正化を図る上では、第一に、学校の果たす役割を再確認する必要があります。

学校では、単に教科等の知識や技能を修得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要となっており、このためには一定の学校規模を確保する必要があります。

学校規模の適正化は、様々な要素が絡む困難な課題ではありますが、学校規模の格差が見られる本市において、未来の児童生徒により良い教育環境が提供できるよう進めていかなければなりません。

そこで、適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方を整理しました。

#### (1) 検討時期

小規模化や過大規模化が今後も進むと予測される学校においては、速やかに適正化に向けた検討に入る必要があります。また、毎年、将来推計を行い、児童生徒数の変化を把握する中で、次のような予測がされる場合には、将来を見据えた対応に着手します。

##### 小学校

- 6年後、1学年1学級になる予測
- 6年後、学校全体で31学級になる予測

##### 中学校

- 6年後、1学年2学級になる予測
- 6年後、学校全体で25学級になる予測

上記の予測が見られた場合は、教育委員会において適正化に向けた協議を始めるとともに、地域活動自体に大きな影響を与える場合など、地域を巻き込んだ取組が必要であると判断される場合には、協議会等の立ち上げに着手します。

東京都が毎年行っている東京都教育人口等推計報告書は、実際に子供が生まれている「6年後」までの推計を基に作成されており、児童生徒数の推計に大きな差が生じにくいことから、本市においても同様に「6年後」までの推計を基に検討することとしました。

文部科学省において、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校とした上で、「31学級以上の過大規模校においては速やかにその解消を図ること」としていることから、本市においては、適正規模の検討に入る時期は、小学校は学級数が31学級になると予測されたときとします。

中学校では、学校へのヒアリング調査において、25学級以上の学校は、生徒数が1,000人規模となり、学校運営に支障が生じるとの意見があったことや、都内中学校の学級数が最大で28学級である状況などから、中学校での適正規模の検討に入る時期は、学級数が25学級になると予測されたときとします。

## (2) 学校と地域の連携

小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災、地域の交流、保育、スポーツの場等、様々な機能を併せ持っています。

また、近年、学校が抱える課題が複雑化・困難化している中で、地域住民や保護者等の参画を得て、力を合わせて学校運営を行っていくことが求められていることから、本市では学校・家庭・地域社会が一体となり、具体的な行動を通して児童生徒の「学び」や「育ち」を支援し、課題解決に当たる府中版コミュニティ・スクールを推進しています。

適正規模・適正配置を具体化していく際には、行政が一方向的に進めるのではなく、地域住民の十分な理解と協力を得る必要があります。本市には、各文化センター圏域のコミュニティ協議会や青少年対策地区委員会、PTA、自治会を始めとした、学校と関わりが深い地域コミュニティが存在しています。こうした地域住民との話し合いの場を設けるとともに、未就学児の保護者等にも情報提供しながら検討を進めることが重要と考えます。

## (3) 「学校施設改築・長寿命化改修計画」との連携

本市では、令和2年2月に「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を策定し、学校施設の整備を進めています。本計画では、学校施設を校舎の構造・体等の劣化状況や、校舎の築年数等を考慮した総合的な評価の下でグループ分けを行い、2年ごとに2校のペースで事業に着手することとしています。

学校の改築事業においては、単に施設の更新を図るだけでなく、学校施設の規模を新たに設定でき、さらには児童生徒や保護者にとって学校の魅力が高まる機会となることから、改築校の近隣の学校で学校規模に課題を抱えている場合は、適正規模に近づけるための大きな機会になると考えられます。

このことから、改築事業の実施に当たっては、近隣学校も含めた適正な規模での学校づくりを行うことが重要となるため、改築校の選定には、老朽化対策による優先度に加え、近隣学校で抱える課題を解決できるよう、近隣学校間で規模の調整を図ることが重要と考えます。

なお、改築まで時間のある学校で適正規模に向けての対応策を実施する際には、校庭や体育館の面積、必要諸室数等を考慮して、学校運営に支障を来さないことを最優先に検討するほか、やむを得ない場合は、増築も視野に入れて検討する必要があります。

また、今後、少子化に伴い小規模化が予測される学校では、府中市公共施設マネジメントの取組や地域のニーズを考慮した上で、空いたスペースの利活用として、他施設との複合化についても検討すべきと考えます。その際には、まちづくりと連動した学校づくり等の視点も考えられるため、関係部署とも緊密な連携が必要となります。

## 4 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け

地域とのつながりや学校規模等を考慮して適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の改築事業等を活用するなど、近隣学校と連携して課題解決を図るため、地域コミュニティの拠点である文化センター圏域なども考慮して、市内の小・中学校を5つのグループに分類しました。

グループ分けは、一校一校が抱える課題について周辺校の状況と合わせて解決を図っていくことを目的に、小中連携の観点もいかし、中学校区を基本に設定しています。また、各中学校区は、青少年対策地区委員会のエリアにもなっています。

小学校では、今後、市中心部の府中第一小学校・府中第二小学校・府中第三小学校において大規模校化が進んでいくと予測されるため、この3校を分散させるグループ設定にしました。また、今後、武蔵台小学校や日新小学校が小規模校となる懸念もあるため、それぞれ近隣学校間で規模の調整を図り、課題を解決できるよう進めていきます。

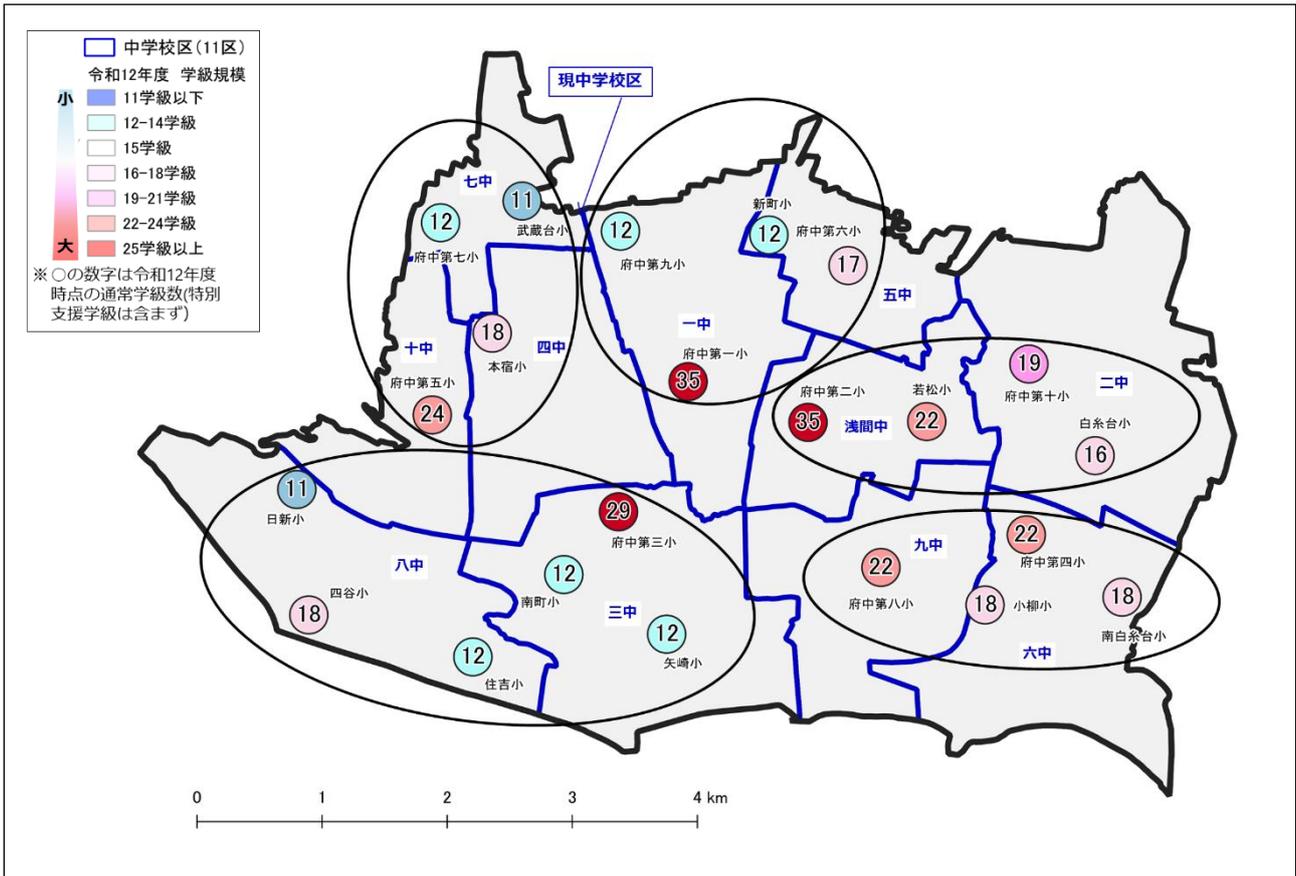
中学校は、通学距離などを考慮して、なるべく近距離の2校から3校で1グループとしています。

図表 1 4 - 1 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け

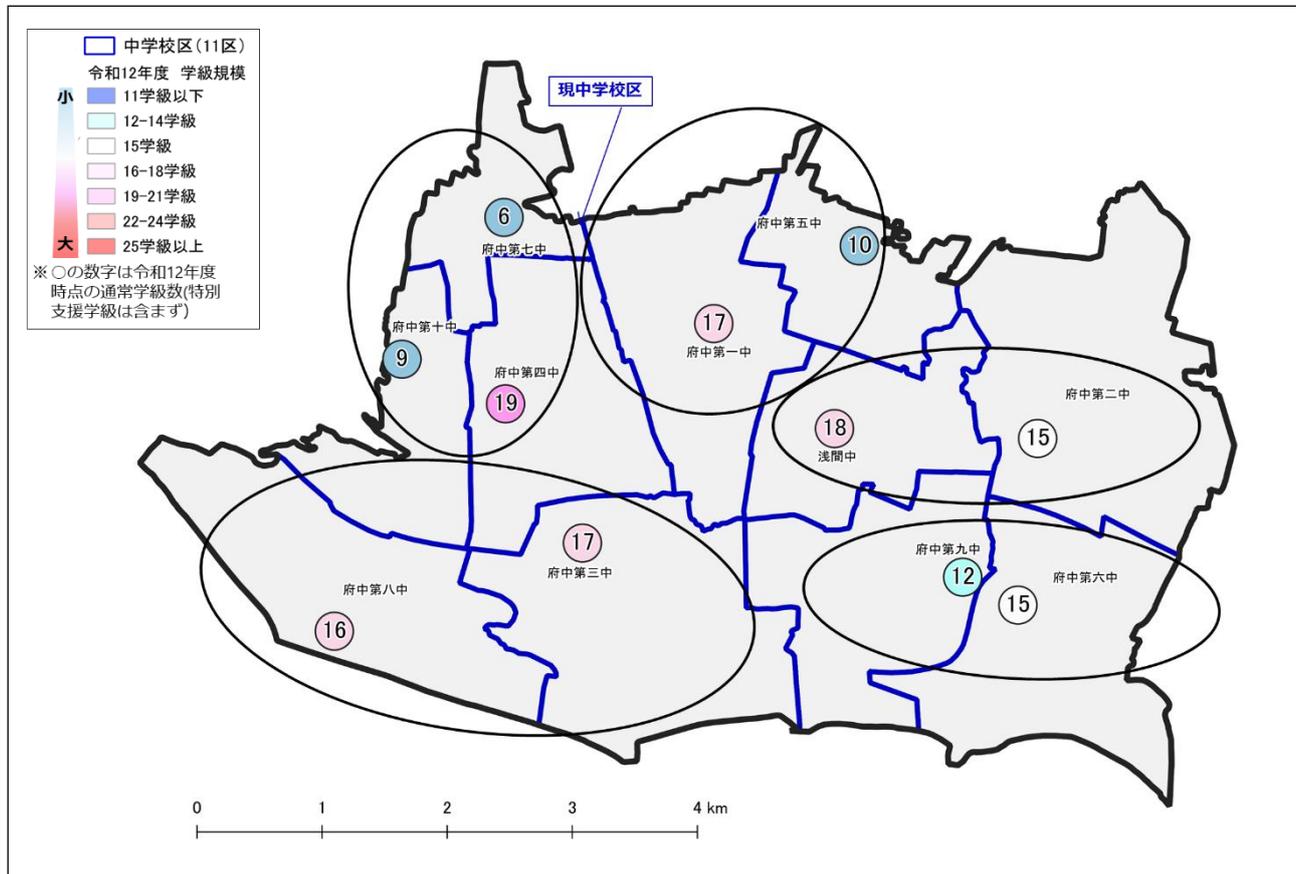
グループ区域	小学校	中学校
府中四中、府中七中、府中十中	府中五小、府中七小、武蔵台小、本宿小	府中四中、府中七中、府中十中
府中一中、府中五中	府中一小、府中六小、府中九小、新町小	府中一中、府中五中
府中二中、浅間中	府中二小、府中十小、白糸台小、若松小	府中二中、浅間中
府中三中、府中八中	府中三小、住吉小、矢崎小、四谷小、 南町小、日新小	府中三中、府中八中
府中六中、府中九中	府中四小、府中八小、小柳小、南白糸台小	府中六中、府中九中

今後、適正規模・適正配置につなげる対策を進めていく際には、まずグループ内で小規模校化・大規模校化を補う方策を検討し、グループ内だけでは支障がある場合は、隣接するグループを含めるなど、臨機応変に対応するほか、マンション開発等により予測を超える児童生徒数の変化などが生じた場合は、グループを見直します。

図表 1 4 - 2 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（イメージ・小学校）



図表 1 4 - 3 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（イメージ・中学校）



## 5 適正規模の範囲に近づけるための対応策

適正規模の範囲に近づけるための対応策として、一般的に、「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築」などが挙げられます。

### (1) 通学区域の見直し

「通学区域の見直し」は、学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性、小中連携の円滑化を主な目的として実施されます。

なお、通学区域の見直しの検討に当たっては、長年にわたって通学区域が地域に定着し、地域コミュニティなども形成されていることに配慮する必要があります。

### (2) 学校選択制

「学校選択制」には、主に次の5つの手法があります。

「①自由選択制」は、市内全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高い一方、特定の学校への児童生徒数の偏在性が高まる可能性があります。

「②ブロック選択制」は、市内をいくつかのブロックに分けて、そのブロック内で希望する学校への就学を認めるものです。自由選択制には及ばないまでも、一定の選択の自由があり、選択の幅が広いと、児童生徒数が偏在する可能性があります。

「③隣接区域選択制」は、隣接する通学区域の学校に就学を認めるものです。通学距離が長くなり過ぎないので安全性が確保されやすく、地域コミュニティとの連動が大きく阻害されない等の長所がある一方、選択の自由度は低くなります。

「④特認校制」は、特定の学校について、通学区域に関係なく、どこからでも就学を認めるものです。他市では、外国語に特化するなど、特色付けを行う例がありますが、それにより教育環境の不均衡を生む場合があります。

「⑤特定地域選択制」は、特定の地域に居住する児童生徒について学校選択を認めるものです。大規模校の解消等が期待できますが、同一校区内での不平等や、児童生徒数の偏在化が生じる可能性があります。

### (3) 統合

「統合」には、主に次の3種類があります。

「①既存学校を活用」は、既存の学校を活用することで、既存の学校の地域コミュニティが維持されて、施設も有効活用できる一方、通学距離が延びることや、統合の規模によっては施設を増設しなければならない場合があります。

「②新設統合」は、新たな用地を確保して、複数校を統合して新設校を整備するものです。新設校のため、通学距離等にも配慮して立地を選ぶこととなりますが、立地の調整や新設費用等の負担が大きくなります。

「③分離統合」は、1校を分割して他の2つ以上の学校に統合します。どの地域で、どの学校に統合するかを検討することで、通学距離や学校規模の調整を図ることができますが、1つの学校を2つ以上に分割するため、学校の地域コミュニティが分割されることが考えられます。

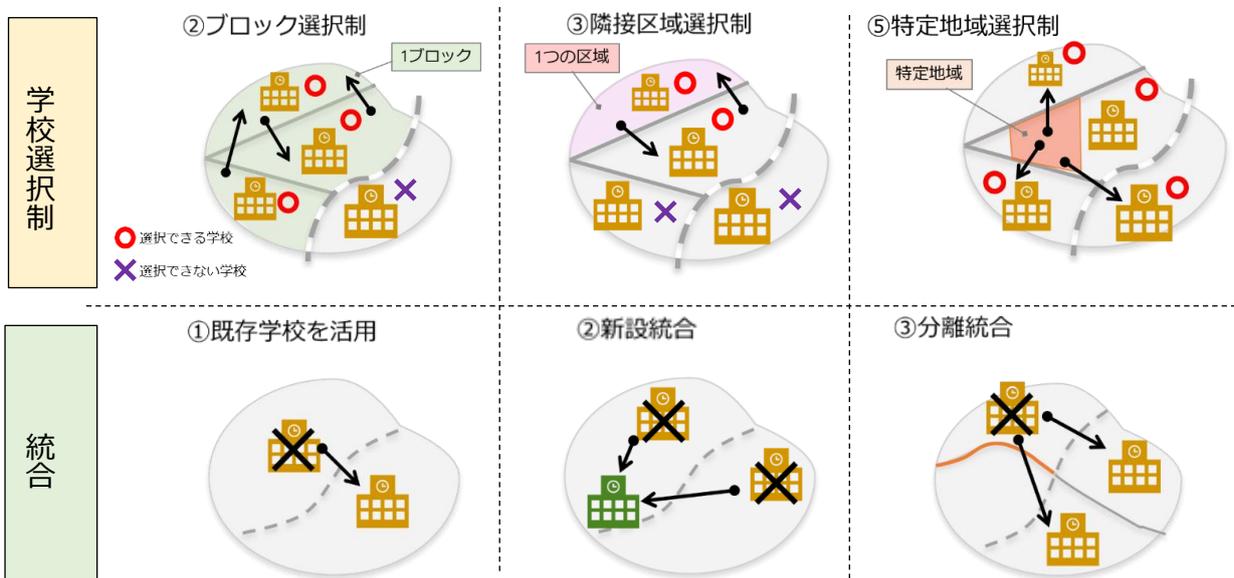
「①既存学校を活用」と「②新規統合」は、主に小規模校を解消するための手法で、「③分離統合」は状況により小規模校を解消する手段にも、大規模校を解消する手段にも活用できます。

#### (4) 校舎の増改築等

「校舎の増改築等」は、既存の学校敷地に新たに校舎等を建設できるスペースがある場合、「改築」、「増築」、「仮設校舎の建設」により、施設規模を大きくすることで、児童生徒数の増加に対応する手法です。

図表 1 5 適正規模の範囲に近づけるための対応策

<b>大規模校</b> 小：25学級以上 中：19学級以上	<b>標準規模校</b>	<b>学校選択制</b>	<b>通学区域の見直し</b>	<b>通学区域を見直す</b>
			① <b>自由選択制</b> 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの	② <b>ブロック選択制</b> 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
<b>小規模校</b> 11学級以下	<b>統合</b>	<b>校舎の増改築等</b>	③ <b>隣接区域選択制</b> 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの	④ <b>特認校制</b> 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
			⑤ <b>特定地域選択制</b> 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの	① <b>既存学校を活用</b> 既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
			② <b>新設統合</b> 新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。	③ <b>分離統合</b> 3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
			<b>校舎の増改築等</b>	<b>既存校舎に増改築、仮設校舎の設置</b>



## 6 適正規模・適正配置の実施に向けて

学習環境をより良くしていくために、「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会」から提言された内容に留意し、適正規模・適正配置の実施に向けて進めていきます。

始めに、第2章の4で適正規模・適正配置に見直すためのグループ分けを行いました。5つのグループの学校規模についてそれぞれ分析を行い、優先順位を把握します。その中で、今後、第2章の3の「適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方」の検討時期に記載した予測が見られる学校については、グループでの優先順位に基づき、適正規模の範囲に近づけるための対応策を参考にして、適正化に向けて検討を始めます。この際に学校の改築事業とも連携し、近隣学校で抱える課題を解決できるよう、近隣学校も含めた適正な規模での学校づくりを行っていきます。

また、対応策を検討して行く中で、地域活動自体に大きな影響を与える場合など、地域を巻き込んだ取組が必要と判断される場合には、検討するための協議会等を立ち上げ、検討していきます。

### (1) 通学区域の見直し

本市では、平成21年度に「学区域見直し検討協議会」を設置し、平成24年度に大幅な通学区域の変更を行いました。これにより、児童生徒数や通学距離を調整し、また、一つの小学校区から多くても二つの中学校へ進学するように調整したことで、小・中学校間の接続の円滑化が図られるようになりました。

しかし、地域からの強い要望などにより、通学区域を変更できなかったエリアも多くありました。また、その後のマンション開発等による一部地域に限った人口増などもあり、予測を超える児童生徒数の変化が生じたという課題もあることから、適正化に向けて通学区域の変更が必要な場合には、全市的な変更をするのではなく、グループの中での部分的な変更を中心に検討していきます。

### (2) 学校選択制

本市では、小・中学校への就学に際して、通学区域を定めていますが、特段の事情により教育的配慮が必要な場合などについては、通学区域外からの就学も認めています。「第2章 5 適正規模の範囲に近づけるための対応策」では、学校選択制の5つの手法を紹介しています。

今後、小規模・大規模校の解消に向けては、特定の学校や一部の地域に学校選択制を導入することも有効な手段と考えられる一方、学校選択制を利用する児童生徒の人数予測は難しく、各校の学級規模の予測や学級編成に多大な影響を及ぼすなどのデメリットを伴います。

こうしたことから、学校選択制の導入については、本市に適した手法を慎重に検討した上で実施していきます。

### (3) 統合

統合については、地域へ与える影響が大きいとため、慎重に検討を進める必要があります。しかし、今後、小規模化が進行していく中で、学校規模の適正化を図っていくためには必要な手法となることから、検討に当たっては、次の①～③について十分に検討していきます。

「①既存学校を活用」は、校舎の大きさや校庭の広さ、立地等も踏まえて慎重に検討する必要があります。また、「学校施設改築・長寿命化改修計画」の改築時期に合わせて統合を進め

た場合には、学習環境の整った新校舎となる学校に通学できるメリットが考えられます。ただし、統合対象となる学校については、標準規模以下の学校を設定するなど難しい部分もあります。

「②新設統合」は、市内ではまとまった用地の確保が難しく、土地取得や新設校建設に多額の費用が掛かることも踏まえると、現実的には難しいと考えます。ただし、一定規模の公共用地がある場合や、学校の改築事業に合わせて実施する場合には、統合に関する地域の理解も得やすいことが考えられます。

「③分離統合」は、3校以上の小規模校が隣接している場合は有効な手段と考えられます。将来的に小規模校が増えた場合に有効的な方策となります。

#### (4) 校舎の増改築等

本市における「校舎の増改築等」は、学校施設改築・長寿命化改修計画を基に、各学校の改築事業を順次実施していることから、改築事業が予定される学校においては、改築事業実施時に適正な規模の校舎を建設し、児童生徒数の増加に対応します。

また、改築事業の実施が遅い学校において、適正規模の範囲内で児童生徒が一時的に増加し、短期的な対応が必要な場合には、「増築」や「仮設校舎の建設」が考えられますが、費用対効果等を考慮すると、「仮設校舎の建設」により対応する方向で検討していきます。

## 第3章 適正規模・適正配置を進めるに当たっての留意事項

適正規模・適正配置を進めるに当たっては、次の事項に特に留意する必要があります。

### 1 学校関係者、保護者、地域の方々との連携

具体的な検討に当たっては、学校関係者や保護者、地域の方々の理解、協力が不可欠であり、「子どもたちのより良い教育環境の実現のために」という共通の目標に向かって、学校規模の課題を共有し、解決に向けて連携して進めていきます。

### 2 市民への情報提供

小規模校や過大規模校の適正化に向けては、対象の学校における現在と今後の課題について情報提供し、共有することが大切です。教育委員会や市のホームページ等を通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供をして進めていきます。

### 3 小中連携

適正規模に向けての方策を実施する際は、9年間の育ちと学びを意識して、小中連携にも配慮していきます。

### 4 1学級における適正な児童生徒の数

学校規模の適正化は学校単位の学級数だけではなく、1学級の人数にも配慮する必要があります。学級編成の標準は、小学校では計画的に35人に引き下げていきますが、20人以下の少人数学級が編成される場合には、学級編成の在り方について、課題を整理の上、対応を検討していきます。

### 5 継続的な見直しの実施

基本的な考え方等については、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化等により見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しを行いながら推進していきます。

## 附属資料

- 資料1 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則
- 資料2 府中市適正規模・適正配置検討協議会委員名簿
- 資料3 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の公開について
- 資料4 府中市適正規模・適正配置検討協議会開催経過
- 資料5 府中市立学校（標準規模未満）からのヒアリング結果
- 資料6 府中市立学校（標準規模超）からのヒアリング結果

# 【資料 1】

## 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 府中市立小学校の校長 1人
- (3) 府中市立中学校の校長 1人
- (4) 府中市立小中学校PTA連合会の構成員 2人
- (5) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (6) 府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員 1人
- (7) 府中市交通安全協会の構成員 1人
- (8) 府中市肢体不自由児者父母の会の構成員 1人
- (9) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 【資料2】

### 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	選出区分	氏 名	役 職 名
1	府中市立小中学校校長会	あらかわ のりこ 荒川 徳子	校長
2	学識経験者 (一般財団法人建築保全センター 保全技術研究所 第三研究部)	いげざわ りゅうぞう 池澤 龍三	次長
3	府中市立小中学校PTA連合会	うつみ なおき 内海 直樹	副会長
4	公募市民	おかもと けいこ 岡本 啓子	
5	府中市立小中学校校長会	おしだり るりこ ○忍足 留理子	校長
6	公募市民	かねこ たかひろ 金子 崇裕	
7	府中交通安全協会	こまき つとむ 小牧 務	会長
8	府中市自治会連合会	しみず きよたか 志水 清隆	会長
9	府中市肢体不自由児者父母の会	たかはし ふみ 高橋 史	副会長
10	学識経験者 (東京学芸大学)	はよう まさあき ◎葉養 正明	名誉教授
11	府中市青少年対策地区正副委員長会	まつもと こうじ 松本 幸次	会長
12	府中市立小中学校PTA連合会	むかい ひろふみ 向井 博文	副会長

※ ◎：会長 ○：副会長

役職等は令和2年7月20日現在。

## 【資料3】

### 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の公開について

#### 1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例により原則公開するものとされており、例外規定には該当しないことから、この原則を遵守することとする。

#### 府中市情報公開条例（抜粋）

##### （会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

#### 2 傍聴希望への対応

##### (1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

##### (2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は10人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議毎に人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

##### (3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認した上で、指定された場所で傍聴する。

##### (4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、資料が多量の場合等は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

#### 3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員が内容を確認した後に、市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供する。

## 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言、飲食をしない。
  - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
  - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。

## 【資料4】

### 府中市学校適正規模・検討協議会開催経過

日 程		内 容
第1回	令和2年 7月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 府中市立小中学校の児童生徒数・学級数の現状及び将来推計</li> <li>2 小規模・大規模校のメリット・デメリット</li> <li>3 学校施設改築・長寿命化計画について（スケジュール等）</li> <li>4 今後の協議会開催スケジュール</li> </ol>
9月11日		府中市学校適正規模・適正配置に関するヒアリング調査実施（標準規模未満の学校）
第2回	10月2日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模校の現状・将来予測</li> <li>2 小規模校のメリット・デメリット</li> <li>3 適正規模の範囲（下限）</li> </ol>
10月22日～26日		府中市学校適正規模・適正配置に関するヒアリング調査実施（標準規模超の学校）
第3回	11月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模校の現状・将来予測</li> <li>2 大規模校のメリット・デメリット</li> <li>3 学級規模による教室コマ数・活用状況の比較</li> </ol>
第4回	12月16日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適正規模の範囲（上限）</li> <li>2 適正規模の範囲に近づけるための対応策（統合、学校選択制、増改築等）について説明</li> </ol>
第5回	令和3年 3月8日	1 府中市における適正規模・適正配置の基本的な考え方
第6回	4月19日	1 府中市における適正規模・適正配置の基本的な考え方
第7回	5月14日	1 適正配置の検討（グループ分けのシミュレーション）
第8回	6月23日	1 答申案の検討

## 【資料5】

### 府中市立学校（標準規模未満）からのヒアリング調査結果

（令和2年9月11日実施 学校長・副校長へのヒアリング形式による）

#### <標準規模未満の学校におけるメリット・デメリット>

##### 1. 小学校

###### (1)子どもの視点

###### a.メリット

- ・人数が少ないので、行事での活躍の機会（学芸会でセリフを言う機会が増えるなど）が多い。
- ・クラブ活動や委員会活動でリーダーになれる機会が多い。
- ・学年を超えた交流が多く、つながりが生まれやすい。
- ・顔や名前が一致しやすく、子ども同士のつながりが生まれやすい。

###### b.デメリット

- ・（単学級の場合）クラス替えがないので、人間関係に問題が生じた場合、解決が難しくなりやすい。心機一転の機会が作れない。
- ・指導者が少なく、クラブ活動に制限がある。
- ・人数が少ないことで、多様な考え方に接する機会が限られてしまう。

###### (2)教員の視点

###### a.メリット

- ・学校生活や校外学習等の行事において、子どもたちの状況を把握しやすく、引率等もしやすい。きめ細やかな指導ができる。
- ・体育館を広く使えたり、空き教室を活用したりできるなど、施設を効果的に利用できる。

###### b.デメリット

- ・運動会などの行事の準備が大変であり、本番の際も一人で何役もこなさなければならなくなる。
- ・会計対応、保護者会資料作成、公務文書の処理などの事務を少人数で行わなければならない。また、相談相手も少ない。
- ・若手とベテランなど、教員のバランス配置が難しい。
- ・非常時・災害時の対応や地域パトロール時などに人手が足りない。

### (3)保護者の視点

#### a.メリット

- ・行事等で子どもが活躍する機会が増える。

#### b.デメリット

- ・全体の発注量が少ないので、卒業アルバム代などの単価が高くなる。
- ・PTAの役員決めが容易ではない。同じ保護者が何回も引き受けなければならないケースも出てくる。

## 2. 中学校

### (1)子どもの視点

#### a.メリット

- ・行事での活躍の機会（文化祭の劇でセリフを言う機会が増えるなど）が多い。
- ・顔や名前が一致しやすく、子ども同士のつながりが生まれやすい。

#### b.デメリット

- ・クラス替えによる人間関係の問題解消の機会が得られない。
- ・様々なタイプの人との交流ができないため、多様な考え方に接する機会が少ない。
- ・部活動に制限があり、選択肢が少ない。
- ・運動会や合唱などの行事が盛り上がらない。運動会は、大規模校のようにクラス同士の対抗心が生まれえない。合唱は歌のバリエーションが少なくなり、多様性が生まれえない。

### (2)教員の視点

#### a.メリット

- ・学校生活や校外学習等の行事において、子どもたちの状況を把握しやすく、引率等もしやすい。
- ・文化施設等の利用において、人数の制限を受けづらい。活動の選択肢が広がる。

#### b.デメリット

- ・運動会などの準備は人が少なく、負担が大きい。本番で複数の役割をこなす必要がある。
- ・校外学習の企画や運営を少人数で行うので、負担が大きい。
- ・クラス替えの際に、人間関係の配慮が難しい。
- ・非常時・災害時の際に人手が足りない。
- ・教員の数が少ないので、多様なアイデアが生まれづらい。

### (3)保護者の視点

#### a.メリット

- ・行事等で子どもが活躍するチャンスが増える。

#### b.デメリット

- ・発注量が少ないので、卒業アルバム代の単価が高くなる。
- ・P T Aの役員決めが容易ではない。同じ保護者が何回も引き受けなければならないケースも出てくる。

## 【資料6】

### 府中市立学校（標準規模超）からのヒアリング調査結果

（令和2年10月22日～26日実施 学校長・副校長へのヒアリング形式による）

#### <標準規模超の学校におけるメリット・デメリット>

##### 1. 小学校

###### (1)子どもの視点

###### a.メリット

- ・大人数の中で多様な考えに触れ、感性が磨かれていく。
- ・学校全体に活気がある。

###### b.デメリット

- ・校外学習での活動時間が減る。（集合写真などに時間がかかり、活動時間が削られてしまう。）
- ・社会科見学や遠足の行き先が限られる。人数が多いため、利用できない施設も多い。
- ・学芸会等での一人一人の役割が少ない。

###### (2)教員の視点

###### a.メリット

- ・子どもたちを担任単位だけでなく、学年単位で見ることができる。教員同士で協力し合える。
- ・行事等に対しての工夫やアイデアが様々出る。
- ・人材が多いので、ベテラン教員等からのフォローも手厚く、若手が育ちやすい。
- ・児童の人間関係等を考慮してクラス配置を決めることができる。

###### b.デメリット

- ・朝会の集合・解散などに時間がかかり、授業の開始時間に間に合わないことがある。
- ・空き教室やスペース（物品の保管場所など）の確保が難しい。
- ・教室数が限られることから時間割を作るにも容易ではない。予備の枠が取れない。
- ・人数と施設規模（体育館・校庭など）が合っていないため、活動に制限が生まれる。行事の順延による施設の確保が難しい。
- ・人材が多く、他の教員に助けてもらえる環境だが、反面、経験の機会が少なくなる。

## 2. 中学校

### (1)子どもの視点

#### a.メリット

- ・学校全体に活気がある。
- ・多様な集団形成ができる。

#### b.デメリット

- ・部活動の施設利用に制限がある。(校庭を各部活がローテーションで使用したり、中庭を使用している。)
- ・多様な集団形成ができる一方で、トラブルも多い。集団同士のぶつかり合いなども起きる。
- ・人数が多いことで、情緒に不安のある生徒は順応するのに時間がかかる。

### (2)教員の視点

#### a.メリット

- ・人数が多いため、行事の準備等がしやすい。
- ・研修やO J Tなどの指導が手厚い。

#### b.デメリット

- ・教室が足りない。(少人数授業の教室や会議、生徒を個別対応する別室、P T Aの集まりなどを行う部屋が確保できない。)
- ・全職員分の机が職員室に入りきらない。
- ・体育館に生徒が入りきらないため、入学式は1年生と3年生、卒業式は2年生と3年生のみの出席で対応するなど、出席者が限定的となってしまう。
- ・修学旅行の宿が限定される。

府中市立学校の適正規模・適正配置の  
基本的な考え方

令和3年11月  
府中市教育委員会